

令和4年11月

お客さまへ

奈良中央信用金庫

「キャッシュカード振込の一部利用制限」の対象年齢引下げについて
(ATM誘導型還付金詐欺防止対策)

いつも奈良中央信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、現金を振り込ませる「還付金詐欺」を防止するため、平成29年より条件を満たす70歳以上のお客さまに対して、キャッシュカード振込の一部利用制限を実施してまいりました。しかしながら、60歳代後半のお客さまに同様の被害が拡大してまいりました。

当金庫では、こうした被害を防止するための対応として、県警本部とも協議した上、下記のとおり、「キャッシュカード振込機能の一部利用制限」の対象年齢の引下げを実施させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしく申し上げます。

記

1. 対応の内容

次のお客さまは、キャッシュカードによる振込ができなくなります（振込限度額を『0円』とさせていただきます）。

(1) 対象となる口座

① 65才以上、かつ

② 3年以上、キャッシュカードによるATM振込をされていない口座

(2) 開始時期

令和5年1月10日（火）より

(3) 上記の口座からキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。

（ご持参物）

通帳、キャッシュカード、お届出印、本人確認書類

(4) 対象振込不能の通知方法

対象振込は、振込操作後の『ご利用明細』にて、振込できない旨をお知らせします。

（記載内容）

「E-1591 お取扱いできません。取引店にお問い合わせください。」

なお、キャッシュカードによる『お預入れ』や『お引出し』は従来通り可能です。

以上